山形県消費生活センターニュース

平成２６年８月号

身近な製品での事故を防止しましょう

◆家庭用ローラー式電気マッサージ器の誤使用により死亡事故が発生！◆

家庭用ローラー式電気マッサージ器の誤った使用により、使用者の衣服がローラー部に巻き込まれ窒息死するという事故が発生しました。ローラー部の布カバーが外れた状態での使用や本来足に使用するものを背中に使用したことが原因で、過去にも４件の死亡事故が発生しています。取扱説明書に記載された注意事項に従って、正しく使用し、事故を防止しましょう。

出典：厚生労働省

※ローラー部の布カバーを外したり、カバーが破れた状態での使用は大変危険なため絶対にしないでください。

◆乳幼児（特に１歳以下）のボタン電池の誤飲に注意！◆
～重症化することを知らない保護者が６割も！！～

消費者庁には、子どものボタン電池の誤飲に関する事故情報が多数寄せられています。そのうち入院することとなった事例が１１件あります。ボタン電池は、誤飲時に食道に留まり、放電の影響によってわずか１時間でも潰瘍ができて穴が開いてしまうなどの重篤な症状を生じることがあり、場合によっては死に至るなど大変危険です。消費者庁による乳幼児の保護者約３，２００人を対象としたアンケート調査の結果では、ボタン電池の誤飲のおそれ及び重症事例を知らない人が約６割でした。ボタン電池は、玩具だけでなく、時計、タイマー、ＬＥＤライトなど様々な日用品に使われていて、こうした製品で子どもが遊んでいたことによる事故が多数発生しています。ボタン電池の危険性を認識し、保管・廃棄方法に気を付けるとともに、ボタン電池が使われている製品の点検も行いましょう。

出典：消費者庁

※消費者庁では『リコール情報サイト』を開設しています。事故を未然に防ぐために、リコール情報も併せてご確認ください。URL は、**http://recall.go.jp** です。

８・９月の消費生活相談日

業者との契約トラブル、借金などの相談に、弁護士が無料でアドバイスします。
事前予約制ですので、各地域の消費生活センターにお問い合わせください。

会場	開設日	時間	お問い合わせ先
最上消費生活センター	８月　５日（火） ９月　９日（火）	13:30～15:30	0233-29-1370
県消費生活センター（県庁 2F）	８月　６日（水） ９月１０日（水）	14:30～16:30	023-624-0999
庄内消費生活センター		13:30～15:30	0235-66-5451
置賜消費生活センター	８月　７日（木） ９月１１日（木）	13:30～15:30	0238-24-0999

パソコンを遠隔操作するサービスでトラブルが多発中！

夜の８時ころ、自宅に見知らぬ業者から突然電話がかかってきて「インターネット代が安くなる」「工事は遠隔操作で行う」などとプロバイダ契約の勧誘を受けた。「遠隔操作の工事でしかも代金が安くなる」のであればと思い契約した。遠隔操作の工事は、業者の電話指示に従い、パソコンを立ち上げ必要なチェックを入力するものであったが、終了するまで３時間ほどかかり、作業が終了すると「２年間利用しないと違約金が発生します」などと、契約時には説明を受けなかった事を言われ、納得できないと解約を申し出たところ違約金を請求された。

アドバイス

- 遠隔操作は、パソコン内にある個人情報を勧誘業者が自由に見て自由に操作することを許すことです。遠隔操作で何が行われているのかきちんと確認しましょう。
- 勧誘業者が、頼んでいないサービスを勝手に申し込んでしまったなどのトラブルも寄せられていますので、安易に勧誘業者に遠隔操作をさせて契約しないようにしましょう。
- プロバイダ契約は、電気通信事業法が適用され、特定商取引法の適用がなくクーリング・オフができません。口頭でも契約が成立するので十分に注意が必要です。

消火器の訪問販売に関する相談が後を絶ちません

突然見知らぬ男が「消火器の点検に来ました」と言って訪問してきた。消防関係の人かと思い自宅の消火器を点検してもらったが、その男から「この消火器は期限が切れているので交換しなければならない」と言われ、高額な消火器を買わされた。

アドバイス

他に「古い消火器の交換でこの地区を回っています」「消火器は１年に１回交換する義務がある」などという言葉を信じて、高額な消火器を購入させられたという報告が全国各地の消費生活センターに多数寄せられています。

- 一般の家庭に消防署の職員が消火器などの販売や点検に伺うことはありません。
  また、消防署や消防団から第三者に消火器などの販売を依頼することもありません。
- 言葉巧みに、消火器の販売や点検を行うように迫り、代金だけを騙し取る手口が発生していますので、十分注意してください。
- 一人暮らしの高齢者や障がい者の家に見知らぬ人が出入りしていないかなど身近な人が日ごろから気を配ることも大切です。

少しでも不審な点があるときは、その場で契約や点検には応じず、きっぱり断りましょう。

県消費生活センターキャラクター
ケロちゃん

山形県消費生活センター

〒990-8570　山形市松波２－８－１（山形県庁２階）
相談受付　月曜～金曜　午前９時～午後５時
電話番号　０２３－６２４－０９９９
ホームページは「山形県消費生活センター」で　検索